

おうちの方へ

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

出席停止について

	基準	期間
①	児童生徒の感染が判明した場合	発症した後、五日を経過し、かつ、症状が軽快した後、一日を経過するまで
②	その他、校長が出席停止を必要と認める場合	校長が必要と認める期間

②のその他とは…

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、**合理的な理由**があると校長が判断する場合
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があることによる、重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	有症状	軽快	軽快後1日目				登校可	
発症後2日目に軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目			登校可	
発症後3日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目		登校可	
発症後4日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目	登校可	
発症後5日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目	登校可

出席停止に関する留意事項

- ・発症から10日を経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨します。
- ・①の出席停止期間を短縮することは、基本的ありません。
- ・出席停止の期間については、必ず、かかりつけ医の指示に従ってください。

濃厚接触者の取り扱いについて

5類移行に伴い、濃厚接触者の特定は行われません。そのため、感染が確認されていない人については、同居家族が罹患されている場合でも、出席停止の対象にはなりませんので、ご注意ください。